計量法第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力が失効した届出製造事業者

指定番号	指定年月日	失効年月日	事業の区分の略称	届出製造事業者の名称	指定の効力が失効した工場又は事業場の名称及び所在地
三六二六〇一	平成二十四年八月十三日	平成二十六年四月十日	最大需要電力計等	株式会社エネゲート	株式会社エネゲート計器サービス事業部京都計器センター 京都市南区上鳥羽石橋町2番地の3

○国土交通省告示第六百七十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年六月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大谷

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を昭和四十七年建設省告示第二千号で指定した同号十に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

富山県南砺市上平細島

字西谷　六二番一　一号及び二号

五九番　三号

三二番一　四号

二八番　八号

字真草嶺　一〇八九番　五号から七号まで

○国土交通省告示第六百七十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年六月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大津恵川

二　砂防法第二条の土地の表示

広島県庄原市川北町大字重行一三五一番地内四等三角点大津恵を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三一一度一八分二一秒	
一一二一・七四九メートルの地点	一号
標柱一号から四八度一三分一七秒	
八三・一六七メートルの地点	二号
標柱二号から一一七度一九分一三秒	
五五・二五二メートルの地点	三号
標柱三号から四九度三七分五秒	
六二・四八三メートルの地点	四号
標柱四号から七六度五分五一秒	
一四八・八〇〇メートルの地点	五号
標柱五号から一二四度五六分四八秒	
六一・六〇三メートルの地点	六号
標柱六号から一四八度四九分〇秒	
四四・〇一七メートルの地点	七号
標柱七号から二八一度一五分四秒	
一五・一二五メートルの地点	八号
標柱八号から三〇五度三六分三三秒	
三一・三三八メートルの地点	九号
標柱九号から二六〇度五五分一九秒	
八五・六一四メートルの地点	十号
標柱十号から二四五度三八分四七秒	
一四七・六四七メートルの地点	十一号
標柱十一号から一五五度四九分一五秒	
二三・〇九九メートルの地点	十二号
標柱十二号から一七七度四一分一七秒	
五一・〇七六メートルの地点	十三号
標柱十三号から二〇八度三〇分四九秒	
六二・六五八メートルの地点	十四号
標柱十四号から二八〇度三四分五七秒	
六三・〇五二メートルの地点	十五号
標柱十五号から三二八度二九分五三秒	
九九・一五八メートルの地点	十六号

○国土交通省告示第六百八十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年六月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北長須川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県四国中央市川之江町長須

字水汲谷　七四三番　一号から三号まで

四号

七八五番　二十八号

七五八番　二十九号

七七二番　五号

八〇四番　十五号

八〇一番　六号

八〇九番　七号

八二九番　十四号

八三一番　十六号

八三八番　八号

八三九番　十三号

字又谷東ノ上　八六二番　九号

字東山　八七七番一　十号

八七六番　十一号

八七一番　十二号

五九六番二七　十七号及び十八号

字三谷　五九六番一　十九号から二十二号まで

五九六番三　二十三号から二十七号まで

字山神東　七四九番　三十号

七四七番　三十一号

七〇七番　三十二号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

堂ノ奥川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線、標柱二十八号と二十九号を愛媛県北宇和郡鬼北町大字広見一一三一番一地先水路敷に沿って結んだ線及び標柱一号と二十九号を一般国道三百二十号道路敷に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県北宇和郡鬼北町大字広見

一一三一番一　一号から五号まで及び二十九号

一三六〇番　六号から八号まで及び二十七号

一三五八番　九号から十四号まで及び二十三号から二十五号まで

一三五六番　十五号及び十六号

一三五〇番　十七号から十九号まで

一三四九番一　二十号及び二十一号

一一四四番　二十二号

一一三七番　二十六号

一一三二番三　二十八号

○国土交通省告示第六百八十一号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十六年六月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船番	船名	点附年月日
7JQU	142104	第十八昭福丸	平成26. 4. 4
7JQV	142105	BRILLIANT ADVANCE	26. 4. 16
7JRO	142161	第一清勝丸	26. 4. 15
7JRQ	142172	第八十一よし丸	26. 4. 30
7JRY	142207	第十一佐賀明神丸	26. 4. 9
JD3656	142131	Benefit one III	26. 4. 10
JD3662	142139	祥鳳丸	26. 4. 3
JD3666	142147	ちゅらしま	26. 4. 14
JD3677	142165	第五おりいぶ丸	26. 4. 3
JD3679	142166	こうゆう	26. 4. 9
JD3681	142168	宝山丸	26. 4. 8
JD3682	142169	幸秀丸	26. 4. 17
JD3683	142170	第五十三栄宝丸	26. 4. 18
JD3685	142173	海耀丸	26. 4. 2
JD3692	142181	第五大越丸	26. 4. 30
JD3696	142185	大泰丸	26. 4. 15
JD3702	142083	そうほう丸	26. 4. 7
JD3703	142191	第八大洋丸	26. 4. 23